

財務省告示第三百五十二号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平
 成十四年九月二十日に発行する利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十四年九月十九日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記 号	発行の根拠	の条項及びそ の法律及びそ の条項	発行方法	発行額	払込金額	種類	発行の 募集の 価格	利率	初期利 子率	第二期以 後の利子
利付国庫債券（十年）（第二百四 十一回）	国債整理基金特別会計法（明治 三十九年法律第六号）第五条第 一項	郵政事業庁長官による国債の募 集の取扱い及び取得による発行 額	面金額で百六十億円	百六十億八千三百二十万円	五万円、十万円、百万円、千万 円、一億円及び十億円の六種	平成十四年九月二十日	額面金額百円につき百円五十二 銭	年一・三パーセント	平成十五年三月二十日を支払期 とし、次の算式により算出した 金額を支払う。ただし、支払期 が銀行休業日に当たるときは、 その翌営業日に支払う（以下、 次号及び第十二号において規定 する期日について同じ。）。	毎年三月二十日及び九月二十日 を支払期とし、各支払期におい て、その日以前六月間に属する

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 十 十 十 十
六 五 四 三 二

払 募 払 元 償 償
込 集 場 利 還 還
期 期 所 金 金 期
日 間 支 額 限

平 成 平 取 国 日 額 平 利
成 十 成 扱 債 本 面 成 子
十 四 十 店 代 銀 金 二 を
四 年 四 並 理 行 の 百 十 支
年 九 年 び に 店 本 円 四 払
九 月 八 月 取 及 本 店 に 年
月 十 月 扱 び 店 につ 九
二 三 二 取 国 支 支 月
十 日 十 扱 債 店 店 二
日 まで 日 郵 元 利 百 十
で 局 利 金 円 日
から 支 支 代
平 払 店 理 店、